

仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年3月12日仙台市条例第28号）  
 （関係部分を抜粋）

第四節 仙台市いじめ防止等対策検証会議

（設置）

第五十一条 市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、仙台市いじめ防止等対策検証会議（以下この節において「検証会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第五十二条 検証会議は、市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加える。

（報告等）

第五十三条 検証会議は、毎年度、前条の規定による検証及び検討の結果を、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

3 市長及び教育委員会は、第一項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、いじめの防止等のための対策の見直しを行うものとする。

（専門委員会の組織等の規定の準用）

第五十四条 第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十六条の規定は、検証会議について準用する。この場合において、第四十条第一項中「十人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者」とあるのは「いじめ及びその対策に関連する専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第四十一条（見出しを含む。）、第四十三条第一項、第四項及び第五項並びに第四十六条中「委員長」とあるのは「会長」と、第四十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「副委員長」とあるのは「副会長」と、第四十三条第二項及び第三項中「委員及び議事に關係のある特別委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

※以下、第五十四条を読み替えたもの

（組織）

第四十条 検証会議は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめ及びその対策に関連する専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四十一条 検証会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、検証会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四十三条 会長は、検証会議を招集し、その議長となる。

2 検証会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検証会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、会長は、必要があると認めるときは、検証会議の議事の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第四十六条 この節に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が検証会議に諮って定める。

附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（平成9年3月19日市長決裁）  
(関係部分を抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により本市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 広聴を主たる活動内容として設置されるもの
- (3) 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (4) 個人や団体の表彰に係る審査を主たる活動内容として設置されるもの
- (5) イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの
- (6) 委員が市職員のみで構成されるもの

(附属機関等の設置等)

第3条 新たに附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）を設置しようとする場合には、既存の附属機関等の所掌事務の拡大などその活用を図ることにより、最小限の設置にとどめるものとする。

- 2 (略)
- 3 (略)

(附属機関等の運営等)

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること
- (2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。
  - ア 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合
  - イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合
- (3) 特別の事情により作成が不要又は困難な場合を除き、議事録を作成すること。この場合において、次の事項に留意して事務の簡素化及び適正化を図ること
  - ア 議事録には、会議の経過及びその結果の要点を簡明に記載すること
  - イ 議事録の作成手続には、会議録署名委員制度（委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度）等を採用すること